# 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則 （昭和五十三年運輸省令第二十五号）

#### 第一条（公告）

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号。以下「法」という。）第三条第二項の規定による公告は、官報又は新聞紙に掲載することにより行うものとする。

#### 第二条（証明書）

法第三条第四項の証明書の様式は、第一号様式のとおりとする。

##### ２

法第六条第二項の証明書の様式は、第二号様式のとおりとする。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附則（平成一六年三月二二日国土交通省令第一九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次条から附則第十一条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。